

あいびす訪問介護事業所（特定事業所加算（Ⅱ）が適用されます。）

身体介護	
20分未満	165
20分以上30分未満	248
30分以上1時間未満	394
1時間以上1時間半未満	575
1時間半以上2時間未満	658

以降30分ごとに83単位加算されます。

身体介護に引き続き生活援助を行った場合		生活援助20分以上45分未満	生活援助45分以上70分未満	生活援助70分以上
20分以上30分未満	248	+66	+132	+198
30分以上1時間未満	394			
1時間以上1時間半未満	575			
1時間半以上2時間未満	658			

以降30分ごとに83単位加算されます。

生活援助	
20分以上45分未満	181
45分以上	223

予防訪問介護	
1週に1回程度	1,168
1週に2回程度	2,335
1週に2回程度を超える回数	3,704

基準緩和型	
1週に1回程度	934
1週に2回程度	1,868
1週に2回程度を超える回数	2,963

当月ご利用した総単位数に対して介護職員処遇改善加算Ⅰ（13.7%）を乗じた単位数を足します。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7%	※小数点以下四捨五入します。
-------------	-------	----------------

金沢市にある事業所の場合、地域加算が算定されます。（1単位＝10,14円）

【費用総額】＝（当月ご利用した総単位数＋介護職員処遇改善加算単位数）×10,14円

※小数点以下切捨てします。

【費用総額】×90%＝【保険給付額】

※小数点以下切捨てします。

【費用総額】－【保険給付額】＝【利用者負担額】となります。